

令和7年度 さいたま市食の安全基本方針 アクションプラン (素案)

令和7年6月 日策定



目 次

1 策定の趣旨	1
2 アクションプランの性格	2
3 計画期間	2
4 進行管理	2
5 施策の体系図	3
6 個別施策	
I 食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します	5
II 食の安全に関する相談に積極的に応じます	8
III 食品の安全性を確保するための監視、指導 及び検査を強化します	9
IV 事業者の自主的な衛生管理と食品表示の 適正化を推進します	13
V 安全で安心できる食生活の一助として、 地産地消を推進します	15
VI 市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい 食習慣を身につけるため、「食育」を推進します	16

1 策定の趣旨

「食」は、私たちが生きていくうえで欠かすことのできない重要なものです。現在わが国は、世界各国から様々な食品を輸入する一方で、国内で製造される食品も生産から消費までの過程は複雑多様化し、消費者の目からは不透明な状態のものもあります。

このようななか、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルスやカンピロバクターを原因とする食中毒事件の発生など、市民の食の安全・安心への関心が高まっています。

本市では、平成15年5月に制定された食品安全基本法や平成15年に大幅に改正された食品衛生法の趣旨を踏まえ、積極的に食の安全確保を図るため、平成17年3月に「食の安全基本方針」を策定しました。

この基本方針では、総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方、市民に身近でわかりやすい施策の方向性を示すため、行政、事業者及び消費者の役割を明らかにするとともに、本市の施策について6つの取組方針を定めています。

これらの取り組みをさらに実効性あるものにするため、平成20年度より「食の安全基本方針アクションプラン」を策定することとしました。

このアクションプランは、基本方針で定められた取組に対応した事業について市民にわかりやすく紹介するとともに、数値目標等(※注)の設定が可能なものについてはこれらを定めて進捗管理を行っていくものであり、年度ごとに策定します。

本市ではこのアクションプランに沿って、埼玉県をはじめ関係自治体や食品事業者、消費者と連携を図りながら、食の安全・安心対策に取り組んでまいります。

※注

- ・質の向上を目指す事業等については、目標とする水準に向けての方策等を定めます。
- ・発生数を合理的に予測しがたい事業については、数値目標設定の対象外とします。

2 アクションプランの性格

アクションプランは、さいたま市食の安全基本方針で定められている「6つの基本的な取組」及び「具体的な取組」に沿って、食の安全・安心の実現に向けて関係各課所が実施している事業を市民にわかりやすく紹介するとともに数値目標等を掲げることにより、本市の食の安全確保に対する取り組みを確かなものとするための具体的な行動計画とするものです。

なお、令和67年度のアクションプランでは、57のアクションに取りまとめています。

3 計画期間

計画期間は単年度とし、年度毎に事業が目指す目標を定めていきます。

4 進行管理

アクションプランに基づく施策の進行管理は、生活衛生課が行い、当該年度の実施結果及び翌年度の実施目標等について、「さいたま市食の安全委員会」に報告し、意見等を反映させていきます。

法律や制度改正による基本方針の見直しや、事業の実施状況に変更が生じる場合には見直しを行います。

5 施策の体系図

I.食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します	I-(1) 広報媒体を活用した情報提供 ア)ホームページによる市民への情報提供の充実 イ)市報さいたまやSNS等を活用した情報の配信 ウ)監視指導の実施状況の公表 I-(2) 消費者、事業者及び行政の積極的な意見交換と消費者主体の活動支援 ア)食の安全委員会の開催 イ)食の安全に関する消費生活展の開催 ウ)食の安全に関する説明会等の開催 エ)食中毒予防・手洗い等に関する講習会の実施 オ)食の安全市民ネットワーク推進員の設置 I-(3) 食の安全に関する知識の普及啓発 ア)啓発用品による食の安全意識の普及 イ)説明会等の開催による食の安全に関する知識の普及啓発 ウ)みんなで学ぼう！食品衛生の開催 エ)細菌性食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施 オ)ノロウイルス食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施 カ)食の安全・安心市民講習会の開催
II.食の安全に関する相談に積極的に応じます	II-(1) 相談等への迅速な対応 ア)保健所による食の安全に関する相談の受付 イ)消費生活相談の受付 II-(2) 相談等における関係部局との連携 ア)庁内調整組織としての食の安全対策会議等の開催 イ)国・県・他政令市等との連携強化
III.食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します	III-(1) 監視指導計画の策定 ア)食品衛生監視指導計画の策定 III-(2) 生産、製造、加工、流通、販売及び調理の各段階における監視指導の充実 ア)市内営業施設に対する食品衛生監視指導 イ)施設の衛生指導に係る検査の実施 III-(3) 食品衛生検査の信頼性確保 ア)食品衛生検査施設業務管理体制の充実 イ)食品衛生検査施設の外部精度管理調査への参加 III-(4) 検査体制の充実強化 ア)市内生産、製造、流通及び販売食品の検査の実施 イ)施設の衛生指導に係る検査の実施 ウ)検査機能の充実 III-(5) 食肉処理における食肉の安全性の確保 ア)BSEスクリーニング検査の実施 イ)と畜検査等の実施 ウ)外部検証の実施 III-(6) 学校、保育園、福祉施設等給食関係者への講習会、指導等の充実 ア)学校給食衛生管理講習会の実施 イ)学校給食用食材の微生物検査の実施 ウ)学校給食用食材の理化学検査の実施 エ)学校給食用食材及び調理器具等の細菌検査の実施 オ)学校給食用の食器・器具等の化学検査の実施 カ)腸内細菌検査の実施 キ)食の安全に関する情報の提供 ク)食中毒予防・手洗い等に関する講習会の実施 ケ)食品関係事業者等への衛生教育の実施

IV.事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します	IV-(1) 事業者への研修実施 ア)食品関係事業者等への衛生教育の実施 イ)食品関係団体と連携した自主的な衛生管理の推進 IV-(2) HACCPに沿った衛生管理の指導 ア)食品衛生推進員による自主衛生管理の推進 IV-(3) 適正でよりわかりやすい食品表示の指導・啓発 ア)食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発の実施 IV-(4) 関係機関との連携強化 ア)埼玉県食品表示監視協議会への出席
V.安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します	V 農薬の適正使用 ア)農薬等使用の啓発活動
VI.市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため、「食育」を推進します	VI-(1) 食育推進計画の推進 ア)第4次さいたま市食育推進計画の推進における会議の開催 イ)食育の普及啓発 VI-(2) 食への関心を深めるための体験・体感学習の推進 ア)サイエンスラボの開催 イ)みんなで学ぼう！食品衛生の開催 VI-(3) 学校における食育の推進 ア)学校の教育活動全体を通じて行う食育への支援 イ)学校訪問指導 ウ)栄養教諭の配置及び配置校での研修 エ)教職員を対象とした研修の実施 オ)啓発活動 VI-(4) 栄養バランスのとれた食生活の定着 ア)自分にとって適切な食事の内容・量の普及啓発 イ)栄養関係団体等への育成支援 ウ)食生活改善推進員の育成支援 エ)食生活改善推進員養成講座の開催 オ)学校給食における地場産食材の活用及び日本型食生活や食文化の伝承 VI-(5) 食を通じた健康づくりのための情報提供 ア)生活習慣病等予防教室の開催 イ)生活習慣病予防学校検診の実施 ウ)健康づくり協力店における健康づくりに関する情報・バランスメニューの提供の推進 VI-(6) 「確かな目をもって食べる」ための知識の啓発 ア)保健機能食品等についての正しい知識の普及啓発

6 個別施策



I 食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します

I-1 広報媒体を活用した情報提供

ア) ホームページによる市民への情報提供の充実

【保健衛生総務課、生活衛生課】

ポータルサイト「さいたま市食育ナビ」において、食育に関する市及び各種団体からの一元的な情報発信・情報交換を図ります。また、市ホームページ等を通じ、食中毒事件や規格基準違反食品などの情報を、より正確にわかりやすく提供していきます。

アクション1	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
「さいたま市食育ナビ」による食育に関する情報発信	正確でわかりやすい情報の提供に努めた (「さいたま市食育ナビ」アクセス数256,300件)		正確でわかりやすい情報の提供(アクセス数279,000 89,000件)
市ホームページ等を通じた食の安全情報の発信	正確でわかりやすい情報の提供に努めた (46件)		正確でわかりやすい情報の提供

イ) 市報さいたまやSNS等を活用した情報の配信

【生活衛生課】

「市報さいたま」や広報課所管の市SNS等を活用した情報の配信を行うことにより、食の安全に関する情報提供を拡大していきます。

アクション2	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
「市報さいたま」やSNS等による情報配信	正確でわかりやすい情報の提供に努めた (76回)		年60回

ウ) 監視指導の実施状況の公表

【生活衛生課】

ホームページを活用し、毎年度の監視指導計画の実施結果を翌年度6月末までに公表するとともに、夏期や年末の一斉監視結果についても、その都度公表します。

アクション3	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食品衛生監視指導計画実施結果公表	6月9日		6月末

I-2 消費者、事業者及び行政の積極的な意見交換と消費者主体の活動支援

ア) 食の安全委員会の開催

【生活衛生課】

消費者、事業者、生産者及び学識経験者で構成される「食の安全委員会」を開催し、食の安全・安心の確保を図るための意見・提言をいただき、よりよい施策の策定に努めます。

アクション4	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全委員会の開催	年4回		年4回

イ) 食の安全に関する消費生活展の開催

【消費生活総合センター】

消費者の支援を目的とした消費生活展を開催し、食の安全や環境にやさしい消費生活などの情報を提供します。

アクション5	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
消費生活展の開催	年1回		年1回

ウ) 食の安全に関する説明会等の開催

【生活衛生課】

食の安全に関する知識の普及啓発のため、市民を対象とした説明会等の開催を通じ、関係者間の意見交換する場を提供します。

アクション6	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全フォーラム等の開催	年3回		年3回

エ) 食中毒予防・手洗い等に関する講習会の実施

【生活衛生課】

市民や関係機関等からの要請に応じ、地域の集まりや保育園、学校等の場に伺って食中毒予防や手洗いに関する講習会を実施します。

アクション7	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食中毒予防・手洗い等に関する講習会の実施	0回		100%※1

※1依頼のあった講習会について100%実施します。

オ) 食の安全市民ネットワーク推進員の設置

【生活衛生課】

前年度食の安全・安心市民講習会受講生のうち希望者を対象に、地域と行政を結び食の安全情報等の伝達や日頃の購買活動等の中での衛生上の疑問点を市に報告する役割を担う「食の安全市民ネットワーク推進員」を委嘱するとともに、ネットワーク会議を開催し、地域で発信する情報の共有や意見交換を行います。

アクション8	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全市民ネットワーク推進員委嘱	10名		5名
食の安全市民ネットワーク会議の開催	年2回		年2回

I-(3) 食の安全に関する知識の普及啓発

ア) 啓発用品による食の安全意識の普及

【生活衛生課】

食の安全に関するさまざまな情報を、リーフレットなどの啓発品や啓発用電子データにより提供し、安全性確保のための知識の普及に努めます。

アクション9	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全に関するリーフレット等の配布	窓口及び市内施設で配布した		情報提供機会(イベント等)の活用
ウェブや街中の電光掲示板等を活用した啓発	年53回		年1250回
食中毒予防対策 市内学校へ啓発用電子データの提供	年4回		年4回
食中毒予防対策 社会福祉施設等へ啓発用電子データの提供	年4回		年4回
細菌性食中毒予防対策 街頭用啓発品の配布	900部		800部
ノロウイルス食中毒予防対策 街頭用啓発品の配布	800部		800部
外国人向け啓発資料の提供	年1回		年2回

イ) 説明会等の開催による食の安全に関する知識の普及啓発

【生活衛生課】

「食の安全フォーラム」や「サイエンスカフェ」等を開催して、食の安全に関する知識の普及啓発を図ります。

再掲	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全フォーラム等の開催	年3回		年3回

※アクション6の再掲

ウ) みんなで学ぼう！食品衛生の開催

【食品衛生課】

低年齢層を含めた消費者が食品衛生業務を学べる体験型イベントを開催し、食の安全に関する知識の普及を図ります。

アクション10	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
みんなで学ぼう！食品衛生の開催	年1回		年1回

エ) 細菌性食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施

【生活衛生課】

夏の食の安全注意報事業の一環として、食肉等の生食や加熱不足による細菌性食中毒を予防するための街頭キャンペーンを実施します。

アクション11	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
街頭キャンペーンの実施	年1回		年1回

オ) ノロウイルス食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施

【生活衛生課】

冬の食の安全注意報事業の一環として、ノロウイルスによる食中毒を予防するための街頭キャンペーンを実施します。

アクション12	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
街頭キャンペーンの実施	年1回		年1回

カ) 食の安全・安心市民講習会の開催

【生活衛生課】

食の安全に関する正しい知識の習得と見識を高めていただくことを目的に、食の安全・安心市民講習会(講義形式及び施設見学)を開催します。

アクション13	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全・安心市民講習会の開催	年6回		年6回



Ⅱ 食の安全に関する相談に積極的に応じます

Ⅱ－(1) 相談等への迅速な対応

ア) 保健所による食の安全に関する相談の受付

【食品衛生課】

市民から寄せられる食に関する相談や苦情に対して、必要に応じて調査や業者への指導を行います。

アクション14	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全に関する相談受付	丁寧で迅速な対応を行った(253件)		丁寧で迅速な対応

イ) 消費生活相談の受付

【消費生活総合センター】

消費生活相談の一環として、食品の消費者被害に関する相談を受けることにより、食品に係る消費者被害からの救済を図ります。

アクション15	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食品の消費者被害に関する相談受付	丁寧で迅速な対応を行った(606件)		丁寧で迅速な対応

Ⅱ－(2) 相談等における関係部局との連携

ア) 庁内調整組織としての食の安全対策会議等の開催

【生活衛生課】

食の安全・安心に関して、庁内横断的な課題について意見交換や検討を行う食の安全対策会議を開催し、また、課題の詳細な検討のため、必要に応じ「担当省会議」を開催し関係部局の連携強化を図ります。

アクション16	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全対策会議の開催	年3回		年3回
担当省会議の開催	年1回		必要時の迅速な開催

イ) 国・県・他政令市等との連携強化

【生活衛生課】

厚生労働省、消費者庁をはじめ、埼玉県などの都道府県、他の政令市等との情報共有を密にすることにより、消費者被害への対応や広域流通食品による違反食品の流通防止を図るため連携を強化します。

アクション17	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
国が主催する会議等への出席	年3回		年3回
地方自治体間の連携等に関する会議への出席	年5回		年4回



Ⅲ 食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します

Ⅲ－(1) 監視指導計画の策定

ア) 食品衛生監視指導計画の策定

【生活衛生課】

市民が安心して食生活をおくることができるよう、総合的な食の安全確保を図るため、食品衛生法に基づき、さいたま市食品衛生監視指導計画を策定し、これにより監視指導を行います。

アクション18	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食品衛生監視指導計画の策定	年1回		年1回

Ⅲ－(2) 生産、製造、加工、流通、販売及び調理の各段階における監視指導の充実

ア) 市内営業施設に対する食品衛生監視指導

【食品衛生課】

一般衛生管理の実施状況を確認するとともに、HACCPに沿った衛生管理について、実施状況の確認、指導を行います。

アクション19	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
許可を要する施設の監視件数	5,144件		実態把握に努める※
届出を要する施設の監視件数	5,174件		

※法令改正により対象施設が変動するため、経過措置が終了するまでの期間実数での目標設定はせず実態把握に努めます。

イ) 施設の衛生指導に係る検査の実施

【食品衛生課、生活科学課】

食品関連施設におけるHACCPに沿った衛生管理の適切な運用を促すため、施設設備の微生物検査等を実施し、効率的・効果的な指導につなげます。

再掲	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
集団給食施設、食品製造施設等におけるふき取り検査	588検体		350735検体
まぐろ取扱い施設等ふき取り検査	42検体		40検体

※アクション24の再掲

Ⅲ－(3) 食品衛生検査の信頼性確保

ア) 食品衛生検査施設業務管理体制の充実

【生活衛生課】

信頼性確保部門の生活衛生課が食品衛生課、食肉衛生検査所及び生活科学課の試験品採取等の状況や試験検査の実施状況を点検し、検査が適切に行われるように努めます。

アクション20	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
内部点検の実施	各施設年1回		各施設年1回

イ) 食品衛生検査施設の外部精度管理調査への参加

【生活衛生課、生活科学課】

厚生労働省が適合確認した機関等が実施する精度管理調査に参加し、検査の精度を適正に保つことに努めます。

アクション21	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
外部精度管理調査への参加	年13回		年13回

Ⅲ－(4) 検査体制の充実強化

ア) 市内生産、製造、流通及び販売食品の検査の実施

【食品衛生課、食肉衛生検査所、生活科学課】

市内で生産、製造、流通及び販売される食品について、計画的に理化学検査や微生物検査を行い、違反食品等を排除して食品の安全性確保に努めます。

＜食品衛生課＞

アクション22	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
検査検体数 理化学	320検体		320330検体
検査検体数 微生物	130検体		130検体
検査項目数 理化学	26, 197項目		23, 61028, 030項目
検査項目数 微生物	206項目		210項目

＜食肉衛生検査所＞

アクション23	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
検査検体数 理化学モニタリング(収去)	20検体		20検体
検査項目数 理化学モニタリング(収去)	965項目		965項目

イ) 施設の衛生指導に係る検査の実施

【食品衛生課、生活科学課】

食品関連施設におけるHACCPに沿った衛生管理の適切な運用を促すため、施設設備の微生物検査等を実施し、効率的・効果的な指導につなげます。

アクション24	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
集団給食施設、食品製造施設等におけるふき取り検査	588検体		350735検体
まぐろ取扱い施設等ふき取り検査	42検体		40検体

ウ) 検査機能の充実

【生活科学課】

食品衛生法に基づく規格基準等の検査及び食中毒や苦情等の原因調査に必要な検査を実施するために、厚生労働省からの検査に係る新たな通知等に計画的に対応(最新の検査法の導入、作業手順書の改定、担当職員の検査技術研修)し、検査機能の充実に努めます。

アクション25	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
検査法改定・整備の実施	100%(23件)		100%

Ⅲ－(5) 食肉処理における食肉の安全性の確保

ア) BSEスクリーニング検査の実施

【食肉衛生検査所】

BSEの疑いがある症状又は原因不明の全身症状を呈する牛等に対して、BSEスクリーニング検査を実施します。

アクション26	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
BSEスクリーニング検査	0頭		検査対象の牛等

イ) と畜検査等の実施

【食肉衛生検査所、生活科学課】

と畜場で処理される食肉等について、法に基づき、1頭ごとに目視による検査を行い、必要に応じて精密検査を実施します。

アクション27	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
と畜検査頭数	60, 169頭		全頭
精密検査(微生物検査)	425検体		疾病診断に必要な検体
精密検査(理化学検査)	22検体		疾病診断に必要な検体
精密検査(遺伝子検査)	78検体		疾病診断に必要な検体
精密検査(病理検査)	289検体		疾病診断に必要な検体

ウ) 外部検証の実施

【食肉衛生検査所】

と畜場管理者及びと畜業者に対し、HACCPに基づく衛生管理が適切になされているか確認するため、外部検証を行います。

アクション28	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
外部検証実施日数	243日		と畜実施日数

Ⅲ－(6) 学校、保育園、福祉施設等給食関係者への講習会、指導等の充実

ア) 学校給食衛生管理講習会の実施

【健康教育課】

学校給食による食中毒の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生意識の高揚や衛生管理の徹底を図ります。

アクション29	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
学校給食衛生管理講習会の開催	年1回		年1回

イ) 学校給食用食材の微生物検査の実施

【健康教育課】

学校給食用食材を購入し、調理して児童生徒に給食を提供する立場から、学校給食における食中毒予防とその安全な実施に資するため、使用する食材について定期的に微生物検査を実施します。

アクション30	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
学校給食用食材の微生物検査実施	8校		8校

ウ) 学校給食用食材の理化学検査の実施

【健康教育課】

学校給食における食中毒予防とその安全に資するため、使用する食材について残留農薬、ヒスタミン、食品添加物の理化学検査を実施します。

アクション31	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
学校給食用食材の理化学検査実施	4校		4校

エ) 学校給食用食材及び調理器具等の細菌検査の実施

【健康教育課】

学校給食に使用する食材及び食器や器具、調理員の手などの細菌検査を市立小・中・中等教育・特別支援学校で実施します。

アクション32	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
学校給食用食材・調理器具等細菌検査実施	年1回		年1回

オ) 学校給食用の食器・器具等の化学検査の実施

【健康教育課】

学校給食に使用する食器や器具等の澱粉性残留物、脂肪性残留物の検査を市立小・中・中等教育・特別支援学校で実施します。

アクション33	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
学校給食用食器・器具等化学検査実施	年2回		年2回

カ) 腸内細菌検査の実施

【健康教育課】

学校給食に従事する職員を対象として、腸内細菌検査を市立小・中・中等教育・特別支援学校で実施します。

アクション34	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
学校給食従事者の腸内細菌検査実施	年24回		年24回

キ) 食の安全に関する情報の提供

【生活衛生課】

学校栄養士の業務の参考となるよう、教育委員会に食の安全に関する情報を提供します。

アクション35	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食の安全に関する情報の提供	年4回		年4回

ク) 食中毒予防・手洗い等に関する講習会の実施

【生活衛生課】

市民や関係機関等からの要請に応じ、地域の集まりや保育園、学校等の場において食中毒予防や手洗いに関する講習会を実施します。

再掲	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食中毒予防・手洗い等に関する講習会の実施	0回		100%※1

※1依頼のあった講習会について100%実施します。

※アクション7の再掲

ケ) 食品関係事業者等への衛生教育の実施

【食品衛生課】

食品関係に従事する事業者等に対して、自主的な衛生管理意識を高揚させるため、食中毒予防衛生講習会等の衛生教育を実施します。

再掲	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
給食従事者	1回※1		100%※2
福祉関係従事者	0回		

※1要請された講習会について100%実施しました。

※2依頼のあった講習会について100%実施します。

※アクション36の一部再掲



Ⅳ 事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します

Ⅳ－(1) 事業者への研修実施

ア) 食品関係事業者等への衛生教育の実施

【食品衛生課】

食品関係に従事する事業者等に対して、自主的な衛生管理意識を高揚させるため、食中毒予防衛生講習会等の衛生教育を実施します。

アクション36	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食品衛生講習会の開催	計36回※1		100%※2
(内訳)食品関係事業者(市場関係者含む)	27回		
給食従事者	1回		
福祉関係従事者	0回		
食の安全・安心市民講習会	1回		
教育関係者	1回		
一般市民	6回		

※1要請された講習会について100%実施しました。

※2依頼のあった講習会について100%の実施を目指します。

イ) 食品関係団体と連携した自主的な衛生管理の推進

【生活衛生課】

食品関係事業者の自主的な衛生管理を推進するため、食品関係団体による食品衛生責任者の養成講習会及び実務講習会の開催を支援します。

アクション37	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
養成講習会及び実務講習会の開催支援	団体への適切な支援を実施(講習会の実施機関の指定及び会場を手配)		団体への適切な支援の実施

Ⅳ－(2) HACCPに沿った衛生管理の指導

ア) 食品衛生推進員による自主衛生管理の推進

【生活衛生課】

食品衛生法に基づき、民間の協力者を食品衛生推進員として委嘱し、講習会等を通じて育成することにより、営業施設の巡回活動をはじめとした食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的な活動を促進します。

アクション38	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食品衛生推進員の委嘱	29名		30名

Ⅳ－(3) 適正でよりわかりやすい食品表示の指導・啓発

ア) 食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発の実施

【消費生活総合センター、食品衛生課、農業政策課、健康支援課、保健衛生総務課、生活衛生課】

消費者が食品を選択する上で必要な食品表示を適正に行うよう、市内販売店などへの指導・啓発等を行います。

アクション39	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
消費者からの食品表示に関する相談の中で、対応に問題がある事業者に対する、対応改善の要望等の実施 【消費生活総合センター】	1件		適正な食品表示の指導・啓発
食品表示法の衛生事項に関する相談への対応・指導・啓発の実施 【食品衛生課】	72件		
食品表示法に基づく適正な食品表示(品質事項)に関する相談への対応・指導・啓発の実施 【農業政策課】	23件		
食品の適正な栄養成分表示及び虚偽誇大広告に関する相談への対応・指導の実施 【健康支援課・保健衛生総務課】	44件		
イベント等での必要に応じた、食品表示に関する啓発リーフレット等の配布 【生活衛生課】	4件		イベント等の情報提供機会の活用

Ⅳ－(4) 関係機関との連携強化

ア) 埼玉県食品表示監視協議会への出席

【消費生活総合センター、生活衛生課、農業政策課】

食品表示の監視等に関する関係機関の連携強化を図るため、関東農政局が中心となって開催する、埼玉県内の食品表示行政担当部局等の表示情報共有や意見交換のため会議に参加します。

アクション40	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
埼玉県食品表示監視協議会の出席	年2回		年2回



V 安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します

V 農薬の適正使用

ア) 農薬等使用の啓発活動

【農業政策課】

農薬の適正使用にあたって、農業協同組合等と連携を図りながら、農業者に対する農薬の適正使用や農薬に頼らない防除技術の導入、使用履歴の記帳の推進に努めます。

また、一般市民も対象とした農薬の適正使用の遵守に向け、リーフレット等の配布により啓発活動を行います。

アクション41	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
農薬等使用研修会の開催	年8回		年10回



Ⅵ 市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため、「食育」を推進します

Ⅵー(1) 食育推進計画の推進

ア) 第4次さいたま市食育推進計画の推進における会議の開催

【保健衛生総務課】

市民が食育を通して、心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むことを目指し、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、食育に取り組めます。

健康づくり・食育推進協議会及び健康づくり推進会議を開催し、第4次さいたま市食育推進計画の推進のため食育に関する庁内外の連携・調整等を図ります。

アクション42	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
健康づくり・食育推進協議会の開催	年3回		年2回
健康づくり推進会議の開催	年3回		年2回

イ) 食育の普及啓発

【保健衛生総務課】

市民への食育の普及啓発のためにポスター及びリーフレット等を作成し活用します。

ポータルサイト「さいたま市食育ナビ」において、食育に関する市及び各種団体からの一元的な情報発信・情報交換を図ります。

アクション43	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
「さいたま市食育ナビ」による食育に関する情報発信(アクション1再掲)	正確でわかりやすい情報の提供に努めた(「さいたま市食育ナビ」アクセス数256,300件)		正確でわかりやすい情報の提供(アクセス数279,000→289,000件)
食育に関する媒体による普及	6種類		65種類

Ⅵー(2) 食への関心を深めるための体験・体感学習の推進

ア) サイエンスラボの開催

【生活科学課】

健康科学研究センターでは、小学校高学年とその保護者や高校生を対象に科学教室を開催し、実験を通じて食品への関心と興味の啓発を図ります。

アクション44	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
サイエンスラボの開催	3プログラム		3プログラム

イ) みんなで学ぼう！食品衛生の開催

【食品衛生課】

低年齢層を含めた消費者が食品衛生業務を学べる体験型イベントを開催し、食の安全に関する知識の普及を図ります。

再掲	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
みんなで学ぼう！食品衛生の開催	年1回		年1回

※アクション10の再掲

Ⅵ-（3）学校における食育の推進

ア）学校の教育活動全体を通じて行う食育への支援

【健康教育課】

各学校では、教職員が食育全体計画に基づき、学校給食を教材として活用し、給食の時間はもとより、関連教科等における食に関する指導を意図的、計画的、継続的に取り組みます。

イ）学校訪問指導

【健康教育課】

新規採用研修対象者の訪問指導を行います。

アクション45	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
新規採用研修対象者の訪問指導	年1回		年1回

ウ）栄養教諭の配置及び配置校での研修

【健康教育課】

「学校における食育」の推進のために、市内の学校へ栄養教諭を配置します。栄養教諭の配置校では、学校全体で学校における食育を進めています。

アクション46	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
栄養教諭の配置(新規採用校)	12校		1510校

エ）教職員を対象とした研修の実施

【健康教育課】

食育推進担当者研修会、栄養教諭・学校栄養職員研修会、学校給食週間記念行事等を実施します。

アクション47	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食育推進担当者研修会の開催	年1回		年1回
栄養教諭・学校栄養職員研修会の開催	年2回		年2回
学校給食週間記念行事の開催	年1回		年1回

オ）啓発活動

【健康教育課】

健康づくり標語の募集等を行います。

アクション48	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
健康づくり標語の応募数	934人		900人
食育推進ポスターの応募数	161枚		100枚

Ⅵ-（4）栄養バランスのとれた食生活の定着

ア）自分にとって適切な食事の内容・量の普及啓発

【保健センター】

食事は楽しく、バランスよく、そして適量をとることが大切であり、そのための方法についてリーフレットや啓発用電子データ等を活用しながら普及啓発を図ります。

アクション49	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
リーフレット等の配布	13,028部		情報提供機会(イベント等)の活用

イ）栄養関係団体等への育成支援

【健康支援課】

健康づくりの環境を整備するため、給食施設や地域における健康づくりに携わっている栄養関係団体等に対し、育成、支援を行います。

アクション50	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
栄養関係団体育成研修会の開催	年4回		年3回

ウ）食生活改善推進員の育成支援

【健康支援課、保健センター】

食生活改善推進等を行うボランティア団体の活動に対し、研修会を開催するなどの育成支援を行います。

アクション51	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食生活改善推進員10地区合同研修会の開催回数	年3回		年3回
食生活改善推進員10地区合同研修会の参加者数	92人		90人
食生活改善推進員育成教室の開催	年107回		年7570回
食生活改善推進員育成教室の会員数(参加者数)	380(1,122)人		350(700)人

エ) 食生活改善推進員養成講座の開催

【保健センター】

地域における食生活改善のための組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、食生活改善推進員の養成講座を実施します。

アクション52	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
食生活改善推進員養成講座修了者	37人		2530人

オ) 学校給食における地場産食材の活用及び日本型食生活や食文化の伝承

【健康教育課】

学校給食において地場産物を活用した献立を作成します。また、郷土料理、伝承料理を取り入れた献立を作成します。

アクション53	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
米飯給食の回数	3.5回/週		3.5回/週
地場産物の活用率(食品数ベース)	27.4%		30.0%

Ⅵ-(5) 食を通じた健康づくりのための情報提供

ア) 生活習慣病等予防教室の開催

【保健センター】

糖尿病や虚血性心疾患、脳血管疾患等の命にかかわる危険な病気の要因となる内臓脂肪症候群や歯周病などについての正しい知識を身につけ、生活習慣を見直すための教室を実施します。

アクション54	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
生活習慣病予防教室の開催	年70回		年5560回
歯周病予防教室の開催	年10回		年10回

イ) 生活習慣病予防学校検診の実施

【健康教育課】

市内公立小学校の小1～小3の肥満度20%以上、小4と中1においては、肥満度35%以上を検診対象者としています。各学校では、校内継続指導マニュアルに基づき、校内体制である健康サポートクラブへの参加を希望する者に対し、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等を中心に経過観察、継続指導を行います。また、対象者のうち肥満度35%以上かつ腹囲身長比0.5以上で、受診を希望する者に対し、医師、栄養教諭・学校栄養職員等による医療や栄養の個別指導を実施し、子どもたちの健康管理に努めていきます。

アクション55	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
健康サポートクラブへの参加率	44.0%		40.0%

ウ) 健康づくり協力店における健康づくりに関する情報・バランスメニューの提供の推進

【健康支援課】

健康づくりに関する情報の発信やバランスメニューを提供している飲食店を「健康づくり協力店」として指定し、ホームページなどで周知します。指定店舗については、年1回以上巡回等を行います。

アクション56	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
健康づくり協力店指定店舗数	101店舗		105100店舗
健康づくり協力店情報の発信	年1回+変更時		年1回+変更時

Ⅵ-(6) 「確かな目をもって食べる」ための知識の啓発

ア) 保健機能食品等についての正しい知識の普及啓発

【保健衛生総務課、生活衛生課、健康支援課、食品衛生課】

特定保健用食品やいわゆる健康食品等についての正しい知識を普及啓発するため、食の安全に関する説明会等において必要に応じ、啓発リーフレット等の配布を行います。また、市ホームページ等において啓発用電子データの発信を行います。

アクション57	令和5年度実績	6年度実績	7年度目標
リーフレット等の配布	窓口等での配布に努めた		情報提供機会(説明会等)の活用



さいたま市食の安全基本方針アクションプラン
WEBデータ

さいたま市 保健衛生局 保健部 生活衛生課
電 話 048-829-1300
F A X 048-829-1967
E-mail syokuhinn-iyakuhinn-anzen@city.saitama.lg.jp